

## コンビニ本部役員の本音

企業の本音を知ることは難しい。権勢を振る一部役員の本音を知るのは更に難しい。ここにその一端を知るブログ記事を紹介します。

過って本部を非判する記事にコメントを投稿していた”くらまくら”氏。現在は削除されていますが、プロフィールと記事の内容から、加盟店との重要な話合いの局面に顔を出すM氏(会計制度革新の手引きP.86)と思われます。

何れにしても、自らの精神的支えを、以下に紹介するような考えで維持しながら、権勢を振る一部役員には情けないと同時に自律・自浄能力を全く感じられない。盗人猛々しい、としか言いようがない。

プロフィール　くらまくら

某CVSFC本部、営業後方部隊勤務。中途入社組、勤続17年。

40の坂を越えて、青雲の志に目覚める。 ”社会人独学派”で初志貫徹

### ■ 修練、期末商品の評価、他

2006.05.19　くらまくら氏 記述

(※・この記述のみ、前年8月一部上場が自主廃止に追い込まれた為、慎重な表現)

私のように小売業に長く身を置く者にとって、“売価還元法”は馴染みの深い方法である。「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 第四 棚卸資産の評価について」においても、「取扱い品種の極めて多い小売業及び卸売業」では、「一品目ごとの単位原価を持って棚卸資産を評価することが困難な」ため、その「適用が認められている」としている。

～

“他勘定振替高”として処理された、商品廃棄・棚卸ロスは営業費として処理されるのである。企業会計原則を繋げた文章から見れば何の問題もない、一つの会計処理であると言えそうだが、しかし、問題は先の売上原価を売上高から控除した売上総利益に、FCチェーン本部の“チャージ”が課される点にある。

つまり、“他勘定振替高”によって控除された商品原価にも“チャージ”が課されているのではないか、との議論である。

もっと知りたい方→[コンビニ問題](#) (実はここで私のブログが紹介されました)

あるオーナーさんは、この疑問を裁判の判断に委ねた。

結果、地裁はオーナーさん 敗訴。高裁では、逆転オーナーさん 勝訴となり、現在、最高裁で争われている。

確定申告の時期になると、1年目のオーナーさんの関与税理士から本部に電話がジャンジャン入る。

この“他勘定振替処理”についてである。いわく“コンビニ会計”といわれる由縁である。

本来ならば、商品販売の諸論点では、“仕入諸掛”の方が厄介な会計処理なのだが、CVSのFCチェーン本部に身を置く者として、“他勘定振替高”を取り上げた。

\* \* \* \*

「もしかすると、私は世界の半分にしかり立ち会っていないかも知れない。」

外国特派員協会で行われた記者会見（2005年9月27日）の、北野教授のスピーチ原稿(セブンの詐欺商法)を紹介する記事に対し、2006.08.08 [コメントしている](#) [くらまくら氏の意見](#)

---

## ■ 一言。

セブンイレブンの場合、”C”タイプが多いので的外れの疑問かも知れませんが、それでも次の点は指摘したい。 セブンイレブンの”のれん”の価値をどう測定するのか？

ページには、この”のれん”の使用料も含まれていると考えるべきではないか？

対等と言ってもこの格差はやむを得ない。

さらに”C”タイプとなれば、およそ3000万円超は掛かる店舗の用意は本部が実施している。およそ、資金の提供をする場合（金融機関を想像すると良い）、与信をしなければならないが、本部はセブンイレブンの経営を行うことだけを担保に、資金を提供していることになる。

このことは、”優越的地位の濫用”とならない限りでとの限定はあるものの、資金の提供者とをそれを受ける者とは、力関係がことなるだろう。

対等と言ってもこの格差はやむを得ない。

さらに、3000から5000に昇る商品登録、お取引先様の管理、さらなる商品開発、商品改廃、さらに、その支払（買掛金）管理までをオーナーさん個人で可能でしょうか？

対等と言ってもこの格差はやむを得ない。

もちろん、私は「廃棄にロイヤルティーは掛かっていない」とは主張しない。

ただし、荒利益から廃棄・ロスを控除する合理的な理由は存在する、と主張したい（例えば、商品の横流し。そして、実際にこの不正をしたオーナーさんは存在する!!）。

以上の理由により、加盟店様と本部は対等と言ってもおのずと限界があるだろう、と結論する。

つまり、廃棄にチャージが掛かっていること、即、詐欺・偽網、不当利得とは結論しない。

くらまくら (2006-08-08 11:59:55) [[コメント記入欄を表示](#)]

この意見に私は次のコメントをした

## ■ コメント”くらまくらさん”へ

目を覚まして下さい。 貴方のように勉強不足の人が多いため、世の中の不正が無くならないのです。 述べられている内容は正にオカルト教団の教義と同じで、理論的に証明できない内容です。 貴方の目覚まし代わりに一二記載させていただきます。

①本部は7-11店の経営に与信を与え資金を提供してなどしていません、売上1ヶ月分の資金提供をさせられているのは加盟店側です。 ②本部の貸付金利を市中金利の2倍にしているのは与信ではなく、判っている加盟店の自己破産から本部が逃げる為です。

③商品の横流し不正等脅し文句を本部は言われますが、商品は加盟店の品物です。 ④

Cタイプの店舗提供や買掛金管理が力関係と述べられていますが、それを言うなら逆です、総コスト負担率は本部1割、加盟店9割です。 何れにしても書き込みをする場合は本部の教義をそのまま言うのではなく、少し勉強してからにして下さい。

[コンビニの真実](#) (2006-08-09 10:12:48) [[コメント記入欄を表示](#)]

---

## ■ 雑感 喪心より

自身のブログで

くらまくら氏 記述

2006-9-5

I 氏よ。 たった一人で闘うとは潔い。 貴方の覚悟の堅さに拍手を送ろう。

しかし、この拍手には貴方の正義感への信頼はないことも付け加えておく。

貴方の正義感は、“恨み” から出発しているからだ。

“恨み” を幾ら理論武装しても、真実としての“正義” には辿りつけない。

“正義” は糺すものであり、“恨み” は晴らすものでしかないからだ。

貴方は、自らの旗印に集まって来た人々をすら信じていない。

何故なら、貴方の闘争方針と異なるからだ。

かつて、左翼学生が瓦解した分派闘争に貴方も陥ろうとしているようだ。

ただ、貴方は一人で闘う決意をした分、一見潔くは見える。

が、それは貴方の闘争方針が、“正義” ではなく、あるいは“公憤” ですらなく“私憤” にしか過ぎないことを示している。

時に、「日本国憲法」にいう“基本的人権” なるものを振りかざし、「弁護士法 第1条」を云々して挑発的なポーズをとり、拳句は得体の知れない人物の著書を引用して、自分こそ正義だと主張する。

多に闘えば良いだろう。 そして、貴方の真の目的、大企業と闘う市民として華々しくデビューするが良い。

きっと、そんな貴方の元に多くのマスコミが殺到し、貴方は勿体を付けて、「私は、〇〇社にしかコメントを發表しない」などと傲岸なことを平然と口にして、たんまり“闘争資金” を稼ぐことになるだろう。

しかし、これだけはハッキリ言って置く。“資本制経済” は、貴方が考えるほど軟くはない。どんなに大企業であろうと、一企業を虜にしたところで、世の中は貴方の考える方向に進んではくれない。

あの悪名高き、“サラ金” が日本から消えただろうか？

あの人でなし集団、“商工ローン” は全社廃業したかね？

相変わらず、“豊田商事” 紛いの詐欺が、今こうしている現在も誰かを死の苦しみに追いやっている、否、死に追いやっているやも知れぬ・・・。

これは、どうしたことだろう。 何故、世の中は良くなっていかないのか？

それは、人間には無限の欲望があるからだ。

そもそも、貴方が闘おうとしている企業の、貴方が言うところの欺罔的勧誘に貴方は何故、そんなに易々と騙されたのか？

加盟した瞬間に、貴方は「人より良い生活をしたい」と考えたのではなかったか？

あるいは、こう言い換えても良い。「もうサラリーマン生活から足を洗える」と。

こう考えた瞬間に、既に貴方は世の中の大多数の人間とは違う豊かな生活を夢見たことになる。

それは、換言すれば、「自らの無限の欲望を満たす方法」を手に入れたと信じたことである。

それが、加盟したところ、本部の言うとおりにやってもちっとも儲からない。

生活は豊かになるどころか、かつてサラリー以下の手取りしかない。その上、24時間拘束される、本部の監視下で・・・。

貴方は、自分の選択を後悔することになる。

儲かるはずなのに儲からない。

利益がどこかに消えているとしか考えられない。

売上げがあって、原価があって、経費を引いた残りが利益のはずだ。

貴方は、本部の持ってくるPLBSを篤と睨めっこする。

そして後悔の念を新たにする。

儲かるはずなのに儲からない。

自分は長時間労働を強いられている。

これだけ働いて儲からないとしたら、本部が儲けているはずだ。

事実、本部は上場し、毎年増収増益ではないか。

そして、結局、己の不明を責めるのではなく、本部を“恨む”ことになる。

だから、私は敢えて“恨み”と言ったのだ。

人間はなかなか自分を責めることを得意としていない。

そもそも、それまでズブの素人がいきなり商売をやって、うまく行くと考えるが、世の中そんなにうまい話はない。

それを、3万店を超える商売を独立させている、少なくともその夢を与えている事実。

貴方が言うように、本部が一斉に契約を終了したら、オーナーさんは明日からどうやって食って行くのか？

儲けているオーナーさんもいるのだ。

それも、新オーナーさんの加盟金を、現在のオーナーさんに振り込みすると行った“姑息”な手法ではなく。

貴方の闘いは、その出発点から一人にならざるを得ない。

「本当に食えない」オーナーさんから、「もっと儲けたい」オーナーさんまで、その欲望は無  
限大だからだ。

つまり、結局貴方の正義感は“私憤”でしか在り得ず、“正義”に到達することは不可能な  
だ。

多いに闘えば良いだろう。

1氏よ。

改めて、貴方の勇気に拍手を送ろう。しかし、“正義”を振りかざさないでくれ。

「儲かると信じて加盟しました。

本部も、さも儲かるように勧誘しました。

本部は、結果として私を騙したのですから、原状回復してください。

その間に、私が投資した金額を弁償してください。」

(今日も、オーナーさんを搾取する本部の一社員より衷心から。)

---

■ この意見にはコメント投稿拒否されていたため投稿できませんでした。

“盗人猛々しい”

“盗人にも三分の理” “泥棒にも三分の道理” と評価するしかない。

どんな事にも、理屈をつけようと思えばつけられるという典型例。

このような考えの一部役員との交渉事は無理な話です。

2011年1月、6年間の交渉(後の2年は当方からの一方的通告に等しい)を打ち切り、[会計制度について研究資料](#)の公開を決意しました。